

タクシー後納契約受注希望者の公募に係る手続きについて

次のとおりタクシー後納契約受注希望者の公募を行います。

なお、本調達に係る落札及び契約締結は、平成23年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

平成23年3月18日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所長 上原 勇賢

1 公募の目的

本公募は、沖縄県内（本島地区）のタクシー利用に際し、タクシーチケットを発行し、行政機関認可運賃にて後納契約が行えること等を条件とした場合の、履行可能な受注希望者の有無を確認するために行うものである。

2 契約の概要

- (1) 業務名 平成23年度 北部ダム統合管理事務所タクシー後納契約
- (2) 履行期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで。
- (3) 業務内容 別添「業務内容について」のとおり

3 受注希望者に必要な要件及び競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22・23・24年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、競争参加資格を有しない者も受注希望表明書を提出することができるが、この場合、入札の日時までに競争参加資格の認定を受けなければならない（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再決定を受けたものを除く。）でないこと。
- (4) 受注希望表明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和60年8月6日付け総会計第642号）」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 2.（3）の業務内容を適正に実施できる組織体制を有している者であること。
- (6) 受注希望表明書等を4.（4）の提出期限までに提出していること。

4 手続き等

(1) 受注希望者の提出書類

別紙(様式-1)により「受注希望表明書」を提出すること。なお、受注希望表明書には、受注希望者に必要な要件を確認する書類として、以下の書類を添付すること。

①平成22・23・24年度内閣府競争参加資格通知書(全省庁統一資格)の写し又は定款又は寄付行為の写し。

なお、平成22・23・24年度内閣府競争参加資格通知書が未到達の場合は、当該一般競争(指名競争)参加資格確認申請書(役務の提供等)(写し)とともに申請書が受理されていることが確認できる書類を仮提出することとし、通知書が到達した場合は速やかに通知書(写し)を本提出すること。

②組織体制が確認できる書類

(2) 担当部局

〒905-0019 沖縄県名護市大北3丁目19番8号
沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所総務課総務係
電話 0980-53-2442(代表) 内線 212
FAX 0980-52-4444

(3) 受注希望表明書の受領期限及び受領場所

期限：平成23年 4月 1日(金)
場所：北部ダム統合管理事務所のホームページに掲載
URL：<http://www.dc.ogb.go.jp/toukan/>

(4) 受注希望表明書の提出期限及び提出場所並びに方法

期限：平成23年 4月 1日(金) 17時15分まで
場所：4.(2)に同じ
方法：郵送(配達記録郵便に限る。)又は持参すること。

(5) 公募内容についての質問の受付期限及び受付場所

質問は文書(書式自由、ただし様式はA4版)にて持参又は電送によるものとする。なお、電送による場合は4.(2)へ着信確認を行うこと。

期限：平成23年 3月28日(月) 17時15分まで
場所：4.(2)に同じ

5 審査

応募があったものの提出書類について、必要な要件に基づき当初で審査を行い、その結果は平成23年 4月 6日(水)までに連絡する。

6 その他

(1) 提出書類に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合は、提出を無効とする。

- (3) 提出書類の作成・提出に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された資料は返却しない。
- (5) 契約締結日は平成23年4月11日からとする。ただし、4月11日までに平成23年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は4月12日以降予算が成立した日とする。
- (6) その他詳細は別添「業務内容について」による。

業務内容について

タクシーチケットについて

1. タクシーチケットは次の要件を満たしていることとする。
 - (1) タクシーチケットナンバーを記載する欄があること。
 - (2) 日付欄があること。
 - (3) 利用した当所名又は整理番号を記載できる欄があること。
 - (4) 利用したタクシー会社を記載する欄があること。
 - (5) 利用者の署名欄があること。

2. タクシーチケットの発行について
 - (1) 当初の依頼に基づき必要冊数を依頼日から1週間以内に発行し、郵送又は持参できること。

3. タクシー利用料金の後納について
 - (1) タクシー利用料金の支払いは1ヶ月毎の精算払いとする。
 - (2) 請求書は利用した翌月の10日までに当所が利用したタクシーチケットを添えて郵送又は持参すること。
 - (3) 支払いは、適法な請求書を受領した日から30日以内に指定の銀行口座に振り込むこととする。

受注希望表明書

業務名：平成23年度 北部ダム統合管理事務所タクシー後納契約

平成23年 3月18日付で公募のありました標記業務について、必要書類を添えて提出します。

なお、受注希望表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

(添付書類)

①平成22・23・24年度内閣府競争参加資格通知書(全省庁統一資格)の写し又は定款又は寄付行為の写し。

(なお、平成22・23・24年度内閣府競争参加資格通知書が未到達の場合は、当該一般競争(指名競争)参加資格確認申請書(役務の提供等)(写し)とともに申請書が受理されていることが確認できる書類を仮提出することとし、通知書が到達した場合は速やかに通知書(写し)を本提出すること。)

②組織体制が確認できる書類

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所長

上原 勇賢 殿

(提出者)

郵便番号

住所

電話番号

ファックス

法人名

代表者名

印